

わが国の科学技術イノベーション促進に向けて

日本私立大学団体連合会

科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向け、「第5期科学技術基本計画」や「科学技術イノベーション総合戦略2016」では、人材育成や大学の改革・機能強化を中心とした諸方策が掲げられている。そうした諸方策の実現に当たっては、「成果がすぐに出る」といった観点からだけではなく、着実な研究活動を推進し、多様な分野における「真理の探究」を支援するための国による財政措置が不可欠である。

私立大学は、競争的資金の獲得では大いに健闘し、高く評価されている。その一方で、科学技術政策は、ともすれば“国立大学偏重”と思わざるを得ない現状にある。わが国の科学技術イノベーションの促進に向けては、その現状から脱却し、約8割の高等教育を担う私立大学の多様な知的リソースを活用した多様性に溢れた教育研究を源泉とすることが不可欠である。

そのためには、国からの私立大学の知的リソースのさらなる活用を促進するための環境整備と財政措置の拡大こそが、わが国の科学技術イノベーションのさらなる推進の礎であり、その実現に向けた諸方策の実行が強く求められる。

■科学イノベーション促進のための諸方策にかかる私立大学からの主要要望

1. 私立大学の研究を支える基盤的経費の拡充

- 経常的経費に対する私立大学等経常費補助による補助割合は減少の一途を辿っている。私立大学は、収入の過半を学生生徒納付金に依拠しているが、特に理科系学生の納付額は相当高額になっている上に、原則として教育経費として学生に還元されるべき性質のものであるから、研究経費は競争的資金を含む外部資金に頼らざるを得ないのが現状である。私立大学がわが国の科学技術イノベーションにさらに積極的に貢献するためには、私立大学等経常費補助による基盤的経費の安定的な支援の拡充が不可欠である。
- 私立大学の特色ある研究への取組みを強化するため、今年度から開始した「私立大学研究ブランディング事業」の拡充支援が必要不可欠である。
- 「私立学校施設・設備整備費補助」における「教育研究装置等の整備」については、近年予算額が減少し、教育研究の質の向上のための装置・設備の高度化はおろか機器の更新もままならない状況もあり、この拡充支援が必要である。

2. 大学院教育に関する要望

- 新たな知の創造と活用を主導する博士人材育成のため、国内外の産業界や研究機関との組織的連携の下、世界最高水準の教育力と研究力を有する「卓越大学院（仮称）」の形成を目指す私立大学への支援が必要である。
- 最新の情報や高度な知識・技能を活用し世界で活躍する人材の育成に向け、専門職大学院への重点的な支援の拡充が必要である。
- 諸科学の調和ある発展（知の統合や分野を超えた総合性、社会的要請への積極的貢献など）を目指し、人文・社会科学分野の研究力を強化するため、人文・社会科学分野を中心とした課題設定型の研究プロジェクト等の諸施策に対する支援の拡充が必要である。

3. 研究者育成に関する要望

（1）若手研究者の育成

- 21世紀をリードする科学技術の研究推進にあっては、若手研究者の活躍が必須であり、そのための環境・処遇の整備や就業支援は最重要課題である。とくにテニュアトラック制導入や、海外で研究従事した博士課程の学生や若手研究者の帰国後のポスト拡充など、若手研究者の就業を促進している私立大学に対して、経常的な財政支援を行う必要がある。

- 博士課程研究者やポスドクがその能力を発揮することのできるポストを、産業界の協力のもと大学・産業界等に多様に用意できるような仕組みを確立することが不可欠である。そのためには産業界へのキャリアパスを拡大・促進するための制度（年俸制やクロスアポイントメント制度）の導入など、産学が協働して研究者を育成する取り組みへの支援が必要である。

（２）女性研究者の育成

- 女子学生や女性教員の全体的な比率が国立大学よりも高い私立大学に対して、その努力をより一層支援するための施策が必要である。そのためには理工系に進学する女性への奨学金や授業料免除などによる経済的支援や、女性研究者がライフイベントを両立することができるよう、育児休業取得に係る研究中断後の復帰支援のための研究奨励金等の給付の拡大が必要である。

（３）リサーチ・アドミニストレーターの育成

- 国立大学については、平成29年度概算要求における運営費交付金によって、企業等への企画・提案型の産学連携を全学的に行うための人的体制等を抜本的に強化し、産学共創体制の抜本的強化が図られようとしている。私立大学においても、さらなる民間の外部資金の獲得に向け、知的財産の管理・活用等の研究マネジメントを総合的に行う専門人材となるリサーチ・アドミニストレーターの育成に対する支援の拡充が必要である。

4. 科学研究費助成事業（科研費）等に関する要望

- 科学研究費助成事業における研究機関別採択件数の私立大学の割合は、ここ近年増加しており、平成28年度は26.4%となっているものの、国立大学（54.8%）に比してまだ低い。私立大学の潜在的研究力を顕在化させ、わが国の研究力をさらに一層強化していくため、科学研究費助成事業の更なる拡充が必要である。
- 平成30年度からの新たな公募・審査のあり方の抜本的見直しを加速させ、人文・社会科学分野の研究者がよりチャレンジしやすい環境を整備することが必要である。
- 科研費の基金化は、複数年度にわたり柔軟な使用を可能とした画期的な改革として研究成果創出に多大な効果をもたらすものであることから、早期に全種目を完全基金化することが必要である。
- 研究代表者の人件費の一部について、研究費の直接経費から支出可能とするなど競争的研究費改革を進めることが必要である。

5. 受託研究及び共同研究に関する要望

（１）受託研究

- 受託研究収入にかかる法人税について、国立大学は無条件で非課税であるのに対し、私立大学が非課税措置を受けるためには、厳しい条件が課せられている。民間企業からの受託研究をさらに促進するため、私立大学の受託研究収入にかかる法人税について、国立大学と同様に非課税とすることが必要である。

（２）共同研究

- 「共同利用・共同研究拠点事業」においては、国公立大学を通じた制度であるにもかかわらず、私立大学に対する支援は、国立大学に比して予算額そのものが少ないうえに、支援形態の相違から支援期間の2年目以降の減額幅が大きいなど、国私間格差が顕著であることから、私立大学が設置する拠点においても、国立大学が設置する拠点と同等の支援とするための制度改正が必要である。

6. 国の競争的研究費等における間接経費に関する要望

- 持続的な研究環境の整備・充実のため、国のすべての競争的研究費について、間接経費を適切に措置（最低30%）することが必要である。また、研究費以外の大学改革等を支援するための競争的経費についても間接経費を適切に措置することが必要である。

以 上